

# 第9回北斗市農業委員会総会議事録

令和7年11月26日 開催

北斗市農業委員会

招 集 年 月 日	令和7年11月26日					
招 集 場 所	北斗市総合分庁舎 3階 会議室					
委員の出欠状況 (出席 13名) (欠席 5名)	1番	佐々木 勝利	出席	10番	畠 中 学	欠席
	2番	高 田 美 穂	欠席	11番	加 藤 隆	出席
	3番	佐々木 敬 子	出席	12番	山 本 正 人	欠席
	4番	落 合 修	出席	13番	齊 藤 哲 也	欠席
	5番	白 石 奈津美	出席	14番	高 橋 陽 一	出席
	6番	谷 口 美由紀	出席	15番	井 坂 あずみ	出席
	7番	岡 田 浩 幸	出席	16番	中 川 明	出席
	8番	岡 村 栄 士	欠席	17番	畠 山 恵 子	出席
	9番	安 田 秀 幸	出席	18番	澤 田 亨	出席
本会議に職務のため出席した者の職氏名	北斗市農業委員会 事務局長 野 田 広 樹 係 長 大 森 千 里 主 事 東 條 新					

<p>会長提出議案</p>	<p>報告第 1 号 土地の現況証明書（専決事項）の交付について</p> <p>報告第 2 号 農地法第 3 条の規定による届出について</p> <p>議案第 1 号 土地の現況証明書の交付について</p> <p>議案第 2 号 買受適格証明願いについて</p> <p>議案第 3 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（所有権移転）について</p> <p>議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）について</p> <p>議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（使用貸借）について</p> <p>議案第 9 号 土地の現況証明調査委員の指名について</p> <p>議案第 10 号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（所有権移転）について</p>
<p>委員提出議案等の標題</p>	

## 第9回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和7年11月26日 午後1時30分

- |       |                                   |          |
|-------|-----------------------------------|----------|
| 日程第1  | 会議録署名委員の指名について                    |          |
| 日程第2  | 会期の決定について                         |          |
| 日程第3  | 土地の現況証明書（専決事項）の交付について             | （報告第1号）  |
| 日程第4  | 農地法第3条の規定による届出について                | （報告第2号）  |
| 日程第5  | 土地の現況証明書の交付について                   | （議案第1号）  |
| 日程第6  | 買受適格証明願いについて                      | （議案第2号）  |
| 日程第7  | 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について   | （議案第3号）  |
| 日程第8  | 農地法第3条の規定による許可申請について              | （議案第4号）  |
| 日程第9  | 農地法第4条の規定による許可申請について              | （議案第5号）  |
| 日程第10 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（所有権移転）について | （議案第6号）  |
| 日程第11 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）について   | （議案第7号）  |
| 日程第12 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（使用貸借）について  | （議案第8号）  |
| 日程第13 | 土地の現況証明調査委員の指名について                | （議案第9号）  |
| 日程第14 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（所有権移転）について | （議案第10号） |

## 第 9 回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和 7 年 1 1 月 2 6 日

番号	番号 報告・議案	件 名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第 1 号	土地の現況証明書（専決事項）の交付について	会長	報告済	1 件
2	報告第 2 号	農地法第 3 条の規定による届出について	会長	報告済	7 件
3	議案第 1 号	土地の現況証明書の交付について	会長	決定	1 5 件
4	議案第 2 号	買受適格証明願いについて	会長	決定	1 件
5	議案第 3 号	農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について	会長	決定	4 件
6	議案第 4 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	会長	決定	4 件
7	議案第 5 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について	会長	決定	1 件
8	議案第 6 号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（所有権移転）について	会長	決定	1 3 件
9	議案第 7 号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）について	会長	決定	4 7 件
1 0	議案第 8 号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（使用貸借）について	会長	決定	1 2 件
1 1	議案第 9 号	土地の現況証明調査委員の指名について	会長	決定	—
1 2	議案第 10 号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（所有権移転）について	会長	決定	2 件

## 第9回北斗市農業委員会総会

(午後1時30分 開会)

<p>(開会宣言) 澤田会長</p>	<p>総会にあたりまして、ひと言ご挨拶を申し上げます。 11月の総会という事で、今年の総会もあと2回となりました。 皆様の方も出荷物は、ほぼ終わって後片付けに入っていると思います。今日も天気が良いので、遅れる方もいるようですが、寒くなってきましたので、ケガの無いよう仕事を進めていただければと思います。 本日の総会は、報告2件、議案9件、追加議案1件の合計12件であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>本日の委員の動向をお知らせいたします。 議席番号2番 高田 美穂 委員、議席番号8番 岡村 栄士 委員、議席番号10番 畠中 学 委員、議席番号12番 山本 正人 委員、議席番号13番 齊藤 哲也 委員より欠席の申出、議席番号6番 谷口 美由紀 委員より遅延の申出がありました。 本日は、13名の委員が出席しております。 北斗市農業委員会会議規則第7条では、「会長は、会議の議長となり議事を整理することとなっておりますので、この後の議事については澤田会長が進行いたします。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、早速、会議を始めさせていただきます。 本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。 直ちに日程に入ります。</p>
<p>日程第1 議長</p>	<p>日程第1 本日の会議録署名委員を指名いたします。 議席番号15番 井坂 あずみ 委員、議席番号16番 中川 明 委員の両名を指名いたします。</p>
<p>日程第2 議長</p>	<p>日程第2 会期の決定についてお諮りいたします。 本総会の会期は、本日1日と決定することに、御異議ありませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(「異議なし」の声あり) 御異議なしと認め、本総会は本日1日と決定いたしました。</p>

<p>日程第3 議長</p>	<p>日程第3 報告第1号「土地の現況証明書（専決事項）の交付について」を議題といたします。</p>
	<p>番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p>
	<p>（事務局：朗読）</p>
<p>議長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>ご説明いたします。 本件につきましては、八郎沼公園より西側の土地でございますが、地目変更をするため、このたび、現況証明願いが出されたものでございます。願い出のあったこの土地は、令和7年6月27日付北農委第112号で農地法第4条の許可（農業用ハウス及び圃場整備）として許可されており、現在も苗木のコンテナ栽培圃場及び出荷施設として使用されています。 これらの願い出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことを御報告するものでございます。 説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p>
	<p>（「異議なし」の声あり）</p>
<p>議長</p>	<p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p>
<p>日程第4 議長</p>	<p>日程第4 報告第2号「農地法第3条の規定による届出について」を議題といたします。</p>
	<p>番号1から番号7までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p>
	<p>（事務局：朗読）</p>
<p>議長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>ご説明いたします。 農地法第3条の3第1項の規定によりまして、農地又は採草放牧地について、相続等により権利を取得した者は農業委員会に届け出る事となっております。</p>

<p>事務局長</p>	<p>番号1につきましては、千代田稲荷神社より北西側・西側及び南西側の農地でございます。番号2につきましては、リバーサイドゴルフ練習場より北側及び南大野会館より南西側の農地でございます。この後の議案第7号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）において、ご審議いただく予定となっております。番号3につきましては、白川コミュニティセンターより南側の農地でございます。番号4につきましては、一本木会館より北側・南側及び東側の農地でございます。番号5及び番号6につきましては、大野幼稚園より西側及び東側の農地でございます。番号7につきましては、日本機設株式会社上磯工場より西側の農地でございます。</p> <p>これらの届け出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことをご報告するものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p>
<p>日程第5 議 長</p>	<p>日程第5 議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号15までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>（事務局：朗読）</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読が終わりましたので、調査委員を代表いたしまして、落合修委員より報告をお願いいたします。</p>
<p>落合 修 委員</p>	<p>（落合 修 委員：報告）</p>
<p>議 長</p>	<p>報告が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>

<p>日程第6 議長</p>	<p>日程第6 議案第2号「買受適格証明願いについて」を議題といたします。 番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>ご説明いたします。 本件につきましては、農地または採草放牧地についての競売または公売に参加するためには、その所在地の農業委員会の買受適格証明を添付する必要があります、この買受適格証明の審査につきましては農地法第3条の手続きに準じて行うこととされております。 今回、申請のありました土地は、リバーサイドゴルフ練習場より南西側の農地でございます、近隣で耕作を行なっている方が競売に参加するため、申請されたものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第7 議長</p>	<p>日程第7 議案第3号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 番号1から番号4までを上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>ご説明いたします。 本件に関しましては、合意による解約が引き渡し期限の6カ月以内に行われていることが要件となっております、解約合意と引き渡しが行われ、通知されておりますので問題ないと考えられます。 番号1につきましては、水無会館より北西側の農地でございます</p>

<p>事務局長</p>	<p>て、第三者へ売買が決定したことにより、貸主の都合により解約となっております。この後の議案第4号『農地法第3条の規定による許可申請（売買）』でご審議いただく予定でございます。番号2につきましては、新函館北斗駅より南側の農地でございます。第三者へ売買が決定したことにより、貸主の都合により解約となっております。この後の議案第6号『農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（所有権移転）』でご審議いただく予定でございます。番号3につきましては、北海道電力ネットワーク株式会社清水川変電所より南西側の農地でございます。第三者へ貸借が決定したことにより、貸主の都合により解約となっております。この後の議案第8号『農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（使用貸借）』でご審議いただく予定でございます。番号4につきましては、白川第一会館より南東側の農地でございます。第三者へ貸借が決定したことにより、貸主の都合により解約となっております。この後の議案第7号『農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）』でご審議いただく予定でございます。</p> <p>説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第8 議 長</p>	<p>日程第8 議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号7までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>（事務局：朗読）</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、細入会館より北側及び北東側の農地でございます。後継者である息子へ経営移譲を行い、今後も農業経営を行なうため、贈与するものでございます。番号2につきましては、水無会館より北東側の農地でございます。相続で農地を取得いたしました。が、営農の意思が無い。ため、経営規模拡大を図ろうとする方へ売買するものでございます。番号3につきましては、大野幼稚園より東側</p>

事務局長	<p>の農地でございます。労働力不足のため、令和3年より賃貸借で耕作している方へ5年の期間を設定し、賃貸借するものでございます。番号4につきましては、<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人名</span>元農業委員宅より東側、ゆうあい幼稚園より北側、老人ホームつれづれの郷より北側及び松岡満運輸函館支店より北側の農地でございます。後継者である息子へ経営移譲を行い、今後も農業経営を行なうため、10年間の期間を設定し、使用貸借するものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。</p>
議長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
日程第9	
議長	<p>日程第9 議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
議長	<p>番号1の案件につきましては、9番 安田 秀幸 委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。</p> <p>(安田 秀幸 委員：退席)</p>
議長	<p>それでは、番号1を上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>ご説明いたします。</p> <p>本件につきましては、市渡・圓通寺より北東側の農地でございます。主にトマトの生産を行っている方が、現在、農業用倉庫が無いため、ビニールハウスを利用した農業用倉庫及集出荷場並びにパート従業員の駐車場を設置するため転用の申請がなされたものであります。ハウス面積及び駐車場面積等の計画を確認いたしましたが、必要最低限の転用面積となっているものと考えております。</p> <p>説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。</p>

議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p> <p>(安田 秀幸 委員：復席)</p>
<p>日程第10</p> <p>議 長</p>	<p>日程第10 議案第6号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請(所有権移転)について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号3までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>ご説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、函館育ちライスターミナルより南東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする法人へ、売買するものでございます。</p> <p>番号2につきましては、中野会館より西側の農地でございます。労働力不足のため、令和3年より賃貸借で耕作している方へ売買するものでございます。番号3につきましては、議案第3号『農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認』においてご審議いただいた農地でございます。新函館北斗駅より南側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする法人へ、売買するものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次の番号4から番号5の案件につきましては、7番 岡田 浩幸委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。</p>

	(岡田 浩幸 委員：退席)
議 長	それでは、番号4から番号5までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号4につきましては、新函館北斗駅より北東側の農地でございます。労働力不足のため、令和3年より賃貸借で耕作している方へ売買するものでございます。番号5番につきましては、新函館北斗駅より北側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、売買するものでございます。なお、いずれの案件も渡島北部地区ほ場整備事業関連の売買となります。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。  (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。  (岡田 浩幸 委員：復席)
議 長	それでは、番号6を上程いたします。 事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号6につきましては、新函館農業協同組合・種子センターより北西側及び南西側の農地でございます。令和5年12月より農地保有合理化事業の貸付タイプを活用し、賃貸借で耕作を行っている農地を北海道農業公社より取得するものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。

議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次の番号7から番号8の案件につきましては、14番 高橋 陽一 委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。</p> <p>(高橋 陽一 委員：退席)</p>
議 長	<p>それでは、番号7から番号8までを一括上程いたします。事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>ご説明いたします。</p> <p>番号7につきましては、島川小学校より西側の農地でございます。令和4年4月より農地保有合理化事業の貸付タイプを活用し、賃貸借で耕作を行っている農地を北海道農業公社より取得するものでございます。番号8につきましては、北海道新幹線中野変電所より東側の農地でございます。令和5年12月より農地保有合理化事業の貸付タイプを活用し、賃貸借で耕作を行っている農地を北海道農業公社より取得するものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p> <p>(高橋 陽一 委員：復席)</p>

<p>日程第 1 1 議 長</p>	<p>日程第 1 1 議案第 7 号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）について」を議題といたします。</p> <p>番号 1 から番号 1 8 までを上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(事務局：朗読)</p> <p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>番号 1 につきましては、リバーサイドゴルフ練習場より南西側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、賃貸借を行なうものでございます。番号 2 につきましては、萩野・NIPPONコーポレーション株式会社函館合材工場より北東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、賃貸借を行なうものでございます。番号 3 につきましては、清川稲荷神社より南東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、賃貸借を行なうものでございます。番号 4 につきましては、渡島平野土地改良区より南西側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする法人へ、賃貸借を行なうものでございます。番号 5 につきましては、東前・有限会社新和運輸より西側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、賃貸借を行なうものでございます。番号 6 につきましては、南大野会館より南東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、賃貸借を行なうものでございます。番号 7 につきましては、リバーサイドゴルフ練習場より北側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、賃貸借を行なうものでございます。番号 8 につきましては、リバーサイドゴルフ練習場より東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする法人へ、賃貸借を行なうものでございます。番号 9 につきましては、市渡小学校より南側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、賃貸借を行なうものでございます。番号 1 0 につきましては、有限会社新和運輸より東側及び島川小学校より東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、賃貸借を行なうもの</p>

<p>事務局長</p>	<p>でございます。番号11につきましては、有限会社新和運輸より西側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、賃貸借を行なうものでございます。番号12につきましては、添山会館より北西側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、賃貸借を行なうものでございます。番号13につきましては、白川コミュニティセンターより北東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、賃貸借を行なうものでございます。番号14につきましては、文月開拓・小高神社より東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、賃貸借を行なうものでございます。番号15につきましては、添山会館より西側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする法人へ、賃貸借を行なうものでございます。番号16につきましては、大野保育園より北側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、賃貸借を行なうものでございます。番号17につきましては、議案第3号『農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認』においてご審議いただいた農地でございます。白川第一会館より南東側の農地でございます。高齢のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、賃貸借を行なうものでございます。番号18につきましては、ふじの学園より南西側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする法人へ、賃貸借を行なうものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。</p>
<p>議長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。</p>
<p></p>	<p>(落合 修 委員：挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>落合 修 委員</p>
<p>落合 修 委員</p>	<p>ちょっと気になる点がありまして、3番の案件ですが [個人名]さんと [個人名]さんの貸借ですが、 [個人名]さんのところでは後継者がいないと思うのですが、 [個人名]さん一人で労働力が間に合うのか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>中間管理事業となるため、新規扱いとしておりますが、継続案件でございます。労働力は [個人名]さん以外にも聞いてい</p>

事務局長	ます。
	(佐々木 勝利 委員：挙手)
佐々木 勝利 委員	個人名さんは、会社名の社長で個人名さんのところに会社の従業員が手伝いに来てやっているのので、労働力は足りていると思います。
落合 修 委員	わかりました。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。
議 長	次の番号19の案件につきましては、9番 安田 秀幸 委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。
議 長	(安田 秀幸 委員：退席)
議 長	それでは、番号19を上程いたします。 事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号19につきましては、新函館北斗駅より南西側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行なっている経営規模拡大を図ろうとする方へ、賃貸借を行なうものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
	(安田 秀幸 委員：復席)

議 長	<p>次の番号20から番号22の案件につきましては、7番 岡田浩幸 委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。</p> <p>(岡田 浩幸 委員：退席)</p>
議 長	<p>それでは、番号20から番号22までを一括上程いたします。事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>ご説明いたします。</p> <p>番号20につきましては、新函館北斗駅より北側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行なっている経営規模拡大を図ろうとする方へ、賃貸借を行なうものでございます。番号21につきましては、北斗市第2学校給食センターより南東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行なっている経営規模拡大を図ろうとする方へ、賃貸借を行なうものでございます。番号22につきましては、稲里会館より東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行なっている経営規模拡大を図ろうとする方へ、賃貸借を行なうものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p> <p>(岡田 浩幸 委員：復席)</p>
議 長	<p>それでは、番号23を上程いたします。事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p> <p>ご説明いたします。</p> <p>番号23につきましては、あぐりへい屋より西側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行なっている経営規模拡大を図ろうとする方へ、賃貸借を行なうものでございます。</p>

事務局長	説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
<p>日程第12 議長</p> <p>事務局長</p>	<p>日程第12 議案第8号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（使用貸借）について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号6までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>（事務局：朗読）</p>
議長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>ご説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、文月会館より北東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする法人へ、使用貸借を行なうものでございます。番号2につきましては、萩野・共成レンテム株式会社より西側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、使用貸借を行なうものでございます。番号3につきましては、有限会社新和運輸より南側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、使用貸借を行なうものでございます。番号4につきましては、文月会館より北西側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、使用貸借を行なうものでございます。番号5につきましては、文月会館より東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする法人へ、使用貸借を行なうものでございます。番号6につきましては、議案第3号『農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認』においてご審議いただいた農地でございます。北海道電力ネットワーク株式会社清水川変電所より南東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、使用貸借を行なうものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。</p>
議長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
議長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

<p>日程第 1 3 議 長</p>	<p>日程第 1 3 議案第 9 号「土地の現況証明調査委員の指名について」 を議題といたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p>
	<p>(事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読が終わりましたので、調査委員を指名いたします。 議席番号 3 番 佐々木 敬子 委員、議席番号 6 番 谷口 美由 紀 委員、議席番号 1 3 番 齊藤 哲也 委員の、以上 3 名を指名す ることに御異議ありませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。 調査委員に指名された方は、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、追加議案の審議に入ります。</p>
<p>日程第 1 4 議 長</p>	<p>日程第 1 4 議案第 1 0 号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき 旨の要請（所有権移転）について」を議題 といたします。</p>
	<p>番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p>
	<p>(事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>ご説明いたします。</p>
	<p>番号 1 につきましては、萩野・NIPPPOコーポレーション株式 会社函館合材工場より北側の農地でございまして、労働力不足のため、 近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、売 買するものでございます。</p>
	<p>説明は、以上でございます。よろしくご審議願ひます。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いた します。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>

議 長

以上で、本日の全日程を終了いたしました。  
これもちまして、第9回北斗市農業委員会総会を閉会いたします。  
御苦勞様でございました。

(午後3時05分 閉会)

会 長 澤 田 亨

署名委員 井 坂 あずみ

署名委員 中 川 明